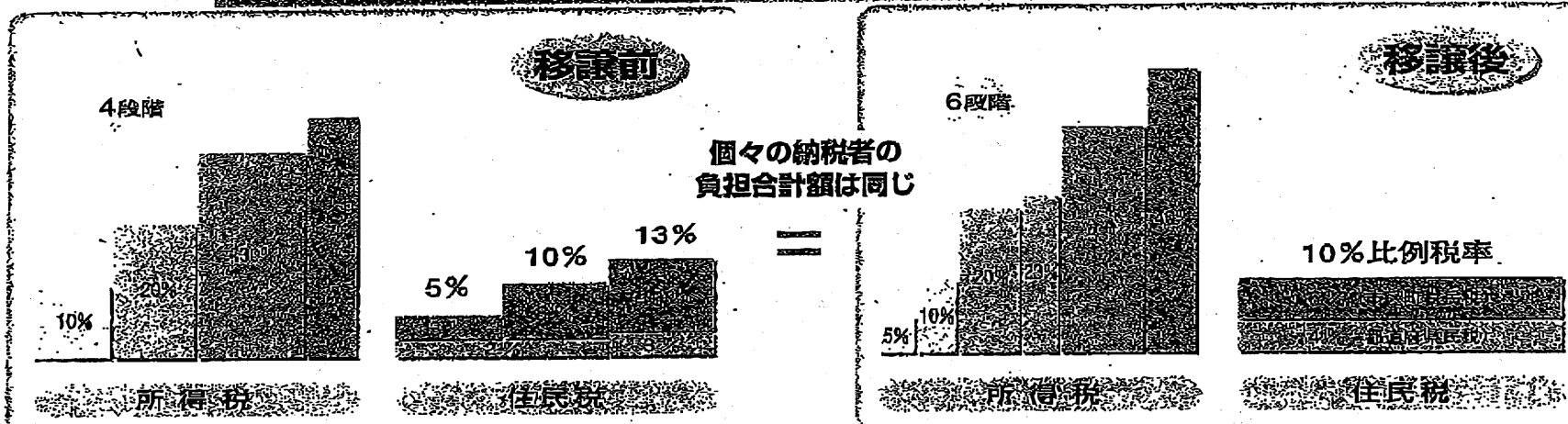


平成19年の税源移譲に係る広報の必要性

総務省自治税務局

税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について



●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500	0円	
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円	
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円	
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円	

●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000	0円	
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円	
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円	
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円	

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

平成19年の税額変動イメージ（月額）

平成18年

平成19年

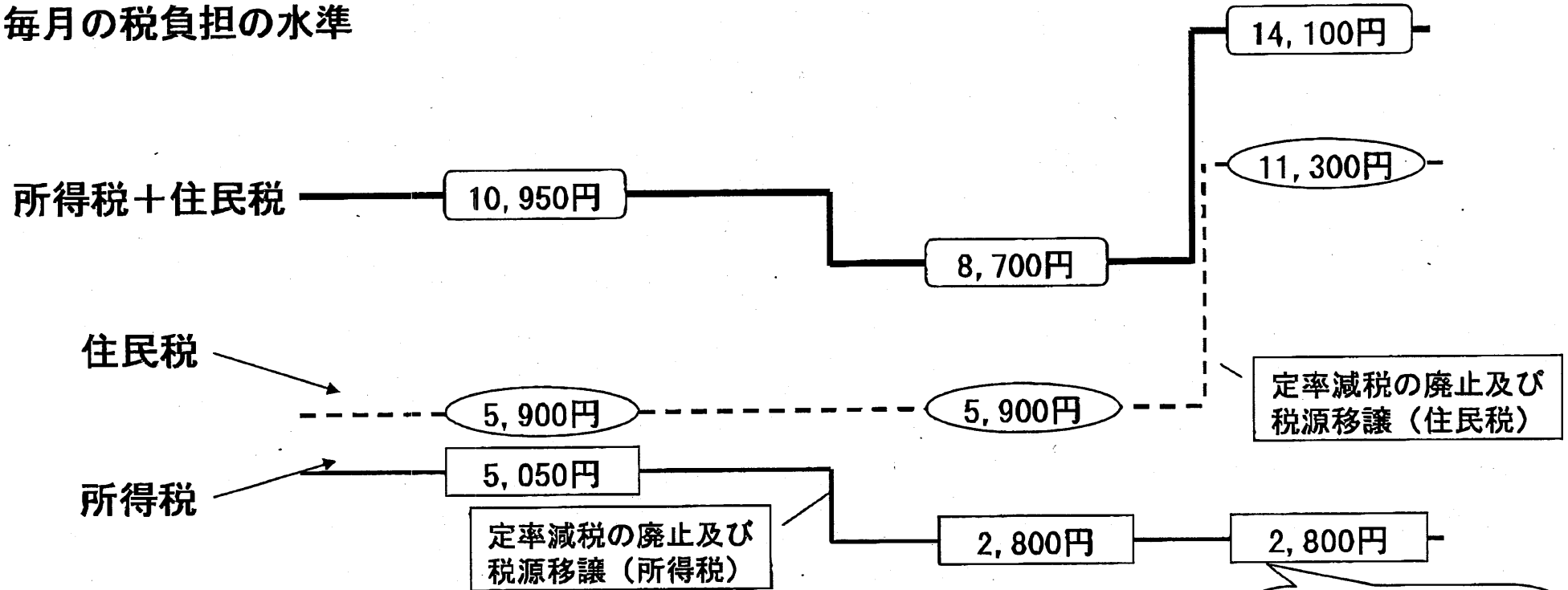
※夫婦子2人、給与収入500万円の場合

12月

1月

6月

毎月の税負担の水準



※1. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、個人住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。

賞与からの天引き額についても減額
(2ヶ月分相当で約4.5千円)

2. 百円未満を四捨五入しているため、所得税と住民税を合わせた負担額が一致しない場合がある。

3. 定率減税廃止の影響等により、住民税が減額となるのは給与収入が1,599万円超、月額の所得税が増額となるのは同1,480万円超となる(年額の所得税が増額となるのは同1,159万円超)。

税源移譲に係る広報の必要性について

1. 広報のねらい

3兆円の税源移譲に伴う平成19年の所得税・個人住民税額の変動理由について、負担増と誤解されないよう、国民の理解を得る。

◎所得税・住民税額の変動時(平成19年1月及び6月)を中心に、以下の点を重点的に広報

- * (身近な地方団体がしっかり仕事をできるようにする)地方分権・三位一体改革の一環
- * 所得税と住民税を合わせると、税源移譲前後の税負担額は変わらない
(ただし、定率減税の廃止による負担増は生じる)
- * ほとんどの方は、1月から所得税が減り、6月から減少相当分だけ住民税が増える

2. 広報の手法

(1) 政府における取組み(予定)

- * 政府広報等を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌など各種媒体により広報 <各省共通>
- * 地方団体が積極的な広報を行うよう要請・支援 <総務省>
- * 源泉徴収義務者を通じて、リーフレットを配布し、給与所得者に周知 <財務省・国税庁>
- * 年金の源泉徴収票への周知文掲載などにより、年金受給者に直接周知 <厚労省・社保庁等>

(2) 地方団体の取組み(例) ※既にリーフレット等を作成し、配布を始めている団体もある

- <通年> ホームページ、広報誌、TV、CATV、ラジオなどによる広報(特に本年12月～1月、5月～6月)
- <11月～> ポスターの掲示、リーフレットの配布(全戸配布。税務署等公的機関などへの協力・要請)
- <12月～> 年末調整説明会、確定申告説明会、税制改正説明会、介護保険・国民健康保険の説明会時におけるリーフレット・DVDによる説明など
- <納税通知書発送時> リーフレット・チラシ(地方団体独自作成)などの同封、納税通知書への変動理由などの記載